両国を取り巻く諸情勢に留意し、

合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、地位協定第二十四条についての新たな特別の措置を講ずることが必要であることを認めて、

次のとおり協定した。

第一条

日本国は、二千十一年から二千十五年までの日本国の会計年度において、労働者に対する次の給与の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。

(a)　基本給、日雇従業員の日給、特殊期間従業員の給与、時給制臨時従業員の時給及び劇場従業員の給与

(b)　地域手当、解雇手当、扶養手当、隔遠地手当、特殊作業手当、夏季手当、年末手当、寒冷地手当、退職手当（人員整理のため合衆国軍隊又は地位協定第十五条1(a)に定める諸機関により解職される労働者及び業務上の就労不能又は業務上の傷病による死亡により雇用が終了する労働者に対する退職手当を含む。）、人員整理退職手当、人員整理按分手当、通勤手当、転換手当、職位転換手当、夜間勤務手当、住居手当、単身赴任手当、広域異動手当、時間外勤務給、時給制臨時従業員の割増給、祝日給、夜勤給、休業手当及び時給制臨時従業員の業務上の傷病に対して認められる日給

(c)　船員の有給休暇未付与手当、危険貨物手当、乗船手当、機関部手当、機関作業手当、消火手当、外国船手当、外国航路手当、労務手当、出勤手当、小型船手当、油送船手当、引き船手当及び船長・機関長手当

第二条

日本国は、二千十一年から二千十五年までの日本国の会計年度において、合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が適当な証明書を付して日本国で公用のため調達する次のものに係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。

(a)　公益事業によって使用に供される電気、ガス、水道及び下水道

(b)　(a)に規定するものを除くほか、暖房用、調理用又は給湯用の燃料

第三条

日本国は、条約第六条の規定に基づいてアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域（以下「施設及び区域」という。）のうちいずれか特定の施設及び区域を使用して合衆国軍隊が実施する訓練に関し、地位協定第二十五条1に定める合同委員会（以下「合同委員会」という。）における日本国政府の要請に基づき、アメリカ合衆国がその全部若しくは一部を当該特定の施設及び区域に代えて他の施設及び区域を使用するよう変更する場合又は日本国政府が適当と判断して行う合同委員会における日本国政府の要請に基づき、アメリカ合衆国がその全部若しくは一部を当該特定の施設及び区域に代えてアメリカ合衆国の施政の下にある領域におけるアメリカ合衆国の軍隊の訓練のための場所を使用するよう変更する場合には、その変更に伴って追加的に必要となる経費の全部又は一部を負担する。もっとも、日本国政府が、当該要請に当たり、日本国がこの条の規定に従って経費を負担するとの通告をアメリカ合衆国政府に対して行う場合に限る。

第四条

アメリカ合衆国は、前三条に規定する経費の節約に一層努める。

第五条

日本国は、同国の会計年度ごとに、それぞれ第一条、第二条及び第三条の規定に基づいて負担する経費の具体的金額を決定し、当該決定をアメリカ合衆国に対し速やかに通報する。

第六条

日本国及びアメリカ合衆国は、この協定の実施に関する全ての事項につき、合同委員会を通じて協議することができる。

第七条

この協定は、日本国及びアメリカ合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、二千十六年三月三十一日まで効力を有する。

以上の証拠として、下名は、署名のために正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十一年一月二十一日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために
　前原誠司
アメリカ合衆国のために
　ジョン・V・ルース

外務大臣　松本　剛明
防衛大臣　北澤　俊美
内閣総理大臣　菅　直人

（右条約の英文）

AGREEMENT BETWEEN
JAPAN AND THE UNITED STATES OF AMERICA
CONCERNING NEW SPECIAL MEASURES RELATING TO
ARTICLE XXIV OF THE AGREEMENT
UNDER ARTICLE VI OF THE TREATY OF
MUTUAL COOPERATION AND SECURITY
BETWEEN JAPAN AND THE UNITED STATES OF AMERICA,
REGARDING FACILITIES AND AREAS AND
THE STATUS OF UNITED STATES ARMED FORCES IN JAPAN

Japan and the United States of America,

Confirming that the United States armed forces maintained in Japan under the Treaty of Mutual Cooperation and Security between Japan and the United States of America (hereinafter referred to as "the Treaty") and the Agreement under Article VI of the Treaty of Mutual Cooperation and Security between Japan and the United States of America, Regarding Facilities and Areas and the Status of United States Armed Forces in Japan (hereinafter referred to as "the Status of Forces Agreement"), both signed at Washington on January 19, 1960 (hereinafter referred to as "the United States armed forces"), contribute to the security of Japan and the maintenance of international peace and security in the Far East,

Recalling that, for the purposes of maintaining stable employment of the workers who are employed by Japan and render labor services to the United States armed forces or to the organizations provided for in paragraph 1(a) of Article XV of the Status of Forces Agreement (hereinafter referred to as "the workers") and ensuring the effective operations of the United States armed forces, various measures were provided for, inter alia, special measures relating to Article XXIV of the Status of Forces Agreement which sets forth the principles on the sharing of expenditures incident to the maintenance of the United States armed forces in the Agreement between Japan and the United States of America concerning New Special Measures relating to Article XXIV of the Agreement under Article VI of the Treaty of Mutual Cooperation and Security between Japan and the United States of America, Regarding Facilities and Areas and the Status of United States Armed Forces in Japan, signed at Tokyo on January 25, 2008,

Noting situations involving both countries,